

令和4年版環境白書（資料編）

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

⑤ 産業廃棄物処理施設に対する立入検査等による適正な維持管理を確保

表1 産業廃棄物最終処分場（許可対象施設）監視指導調査結果（令和3年度結果）

施設区分	調査施設数	調査対象	基準適合数	基準超過数
管理型処分場	2	放流水	1	1
		地下水等	2	0
安定型処分場	4	浸透水	4	0
		地下水	4	0

注1) 測定項目 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による測定項目等及びダイオキシン類（ダイオキシン類は管理型のみ）

注2) 基準 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に規定する排水基準等

注3) 松江市内含む

表2 産業廃棄物焼却施設（許可対象施設）種類別の排ガス中のダイオキシン類濃度

令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に稼働中の施設

区分	施設数	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³)		
		平均値	最小値～最大値	
島根県内 ※松江市内除く	合計	3 (1)	3.1 (3.4)	0.28～5.5 (3.4～3.4)
	廃プラスチック類	2 (1)	1.8 (3.4)	0.28～3.4 (3.4～3.4)
	汚泥	全て廃プラスチック類に含む	-	-
	廃油	全て廃プラスチック類に含む	-	-
	その他（木くず等）	1 (0)	5.5	5.5～5.5
	未測定等	0	-	-
松江市内	合計	2 (2)	0.1305 (0.1305)	0.021～0.24 (0.021～0.24)
	廃プラスチック類	2 (2)	0.1305 (0.1305)	0.021～0.24 (0.021～0.24)
	汚泥	1 (1)	0.021 (0.021)	0.021～0.021 (0.021～0.021)
	廃油	全て廃プラスチック類に含む	-	-
	その他（木くず等）	全て廃プラスチック類に含む	-	-
	未測定等	0	-	-

注) () は新設の基準適用施設